

第2次計画案の10月11日検討事項（薬物依存・学校との連携・特性に応じた支援）について

宮 田 桂 子

第1 薬物依存

1 柱書について 「薬物依存」概念が狭い

違法薬物の依存者に対する支援の広がりには喜ばしいものであり、計画が果たした役割は大きいと思う。

しかしながら、「薬物依存」は、規制されている違法薬物依存のみを対象としているという問題がある。麻薬の取締から向精神薬まで規制の範囲を広げ、危険ドラッグが薬事法（現在、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」であるが、以下「薬事法」とする）の規制対象のおいかけっことなっているところ、合法薬物の依存が犯罪の原因となっていること、合法薬物の依存について解決しないと次の犯罪の防止につながらないことについての視点が全く欠落していることが問題と考える。例えば、昔からアルコール依存に起因した犯罪は多く、飲酒の度に暴力犯罪を繰り返しているような事例もある。昭和のころから若い人の間では咳止め薬の依存が問題となっており、咳止め薬そのものの万引や咳止め薬の購入代金欲しさの窃盗などの例もある。精神病治療薬や睡眠薬がネット上で販売されており、違法薬物からそのような薬物の依存となる例もあるところ、最悪なのは、違法薬物の依存者が精神科医の治療を受け、大量の睡眠薬や精神疾患治療薬を処方され、合法薬依存に陥ることである。

さらに、最近では、パチンコ依存、ギャンブル依存、繰り返される窃盗（とくに摂食障害を伴う女性の万引事案など）について、違法薬物と同様の認知行動療法等の治療法が非常に効果を上げることがわかってきており、心ある医療関係者や自助グループなどでは、これらも含めて広く「依存症への対応」をしてきている。

再犯防止と刑事施設内、あるいは保護観察における教育を考えるについては、もっと広い意味での依存症への対応を考えるべきであり、違法薬物のみにフォーカスした対応をしているのでは、違法薬物の依存者がアルコールや合法薬物の使用に流れ、結局、社会適応ができないことにもつながりかねない（現に私は大量に通販で合法薬物を買収する違法薬物の受刑経験者を見ている）。少なくとも、合法薬物も含めた薬物依存が引き金となっているものについては、薬物依存への対応を刑事施設内あるいは保護観察所ですることができるのであるから、そこまで対応を広げて考えていくことが急務と考える。

2 4 4（仮1）について

再犯リスクのアセスメントはどの程度可能なのだろうか。刑務所内では非常に従順でプログラムに取り組んでいる者が、社会に戻ると崩れてしまうことはまま見られる。保護観察期間が相当にあってもそういう状況であり、刑事司法関係機関においていくらがんばったとしても限界があり、長く地域で支え合う自助グループの支援や創設などをもっと積極的に行うべきではないか。

また、「働けば薬物依存は治る」という「信仰」が未だ矯正・保護関係者にはあるように思われる。就労したはいいが、仕事や職場の人間関係のストレスで薬物使用が再発、と

いうことも起こり得るのであり、薬物依存者が抱える精神的な脆弱性などに着目し、自助グループのピアカウンセリングなどに参加させるなどし、孤立させない、よい仲間を作れる環境を創出することが非常に重要ではないかと考える。

刑務所での指導は、違法薬物への使用・所持をした者への指導が中心となっているが、合法薬物・アルコールへの依存をしている者も含めた物質依存の者、合法薬物・アルコールを含む薬物依存が犯行動機になっている財産犯や暴力犯罪をした者などに対しても、薬物からの離脱の指導が受けられるようにして欲しい。

3 新規 大麻事犯に対応した処遇方策等の充実

罰則ができたとしても、犯罪をする者は無くならないのであり、罰則による問題行為の解消が可能だということは幻想と考えるべきではなかろうか。大麻については、「我が国では、人体に対する直接的な影響についての研究がほとんど実施されていない」（捜査研究2022年9月号「誌上講義 第36回 大麻って有害ですか、無害ですか？」（昭和医大医学部教授（薬学博士）、警察大学校講師、元最高検検事城祐一郎氏発言））であり、使用罪を作るのであれば、エビデンスを提示してそのもとでの規制を行うべきである。

「大麻は治療に使われることがある」ということと「大麻は安全であり一般的に使用しても大丈夫である」ということは等価ではない。治療薬には副作用がある場合があるし、治療に使うために薬効成分を強める品種改良がされるなどすれば、副作用も大きくなり得る（最近、大麻依存者が無気力になり、働けなくなるケースが起きてきたという医師の話を知っている）。また、「祭りなどで古来大麻が使われていた」ということと「大麻を一般的に使用しても大丈夫である」ということとは等価ではない。非日常で使うことは決まったとき、決まった場所での回数限定の使用であり、日常に持ち込み、いつでも使えてそれが習慣化してしまう危険のある使い方とは全く意味が違う。とくに、高度に機械化された現代社会において、大麻の有する視覚や聴覚への影響は甚大である（高いビルから地面が近く見えて飛び降りる類の事故は、大麻に起因している者も少なくない）。「海外では大麻は合法だ」ということと、「海外で合法のものを我が国で違法とすべきではない」ということとは等価ではない。海外では我が国とは全く犯罪の発生件数等が異なり、大麻など関わってられないという実情等についても広報しなければなるまい。私は大麻事件で被疑者・被告人にこのように説明しているところ、丁寧に説明すれば大麻に依存している人も、その危険に気付くはずである。大麻の使用をさせないためには、世間に通有している「大麻は安全」という安易な考え方にたいして、論理的かつわかりやすく反論をしていく必要があり、広報に際しては、そのような点にも気をつけていただきたい。

4 4.6 更生保護施設等による薬物依存回復処遇の充実

薬物依存からの離脱のためには、働く前に、十分な治療・カウンセリングによって、依存からの一定の回復を図っておく必要がある。更生保護施設の多くは、就労を目的とした指導をしており、薬物依存者に対しては、医療を受け、自助グループなどのミーティングに参加するなどして、回り道をしてでも十分な治療的な効果を上げてから就労することが望まれる。そういう意味では、更生保護施設においては、発想を全く転換していただく必要があるし、他の人たちが就労のために動いているのにミーティングに出る等の迂遠な

ことをする動機付けがなかなかつけづらいことを考えると、薬物依存に特化した更生保護施設を作る等のドラスティックな方法も考える必要があるかもしれないし、そんなことをするよりは、既にノウハウを持っている、民間の自助グループ等への支援を強化し、そちらで回復のための作業に励んでもらう方が効率的なのではないかとも思える。

5 新規 麻薬取締部が実施する薬物乱用防止対策事業の拡大

「初犯の自己使用，自己使用目的所持は執行猶予になる」という裁判の実態がある。これを「甘い」等と批判することは馬鹿げているが、一方で、執行猶予付判決が目に見えている者に治療動機はつけづらい。

全部執行猶予がついた者に対して、どうやって広報するのが一番早いのかといえば、捜査・裁判の段階での告知である。なかなか治療へのインセンティブがわからない者に対しても、捜査機関で危険性を繰り返し告知する、さらに弁護士からもそういう情報を告知することで薬物使用のもつ危険性を理解させ得る。麻薬取締部が警察官、法曹への情報提供、啓発をして欲しいし、被疑者・被告人やその家族に配布できるようなパンフレットを作る（厚労省のHPにアップしてもらえれば、DLして使える）など、わかりやすくコンパクトに伝えられる情報を発信して欲しい。

また、都道府県の精神保健福祉センターが薬物についての相談や回復支援、家族支援の事業を担っているが、地域内に1つ（東京は3つあるが）のセンターに遠方の者は通えない。Webでのミーティングなどを含めて、遠方の者、家から出にくい状況の者などについても受講が可能なプログラムの作成なども考えて欲しい。

6 48 「薬物依存等の問題を抱え得る者に対応する専門医療機関等の充実～」

上記のとおり、この計画案がいう「薬物依存者」が精神科を受診し、睡眠薬や精神科治療薬の処方を受けて、合法薬物の乱用に立ち至る例がある。薬物依存者に対しては、まず処方に頼るのではなく、依存症に陥った原因を探り、依存症ではない自分になることが必要である。認知行動療法をはじめとした効果のある治療法があり、精神科医が、それについて十分に学ぶこと、そして自助グループなどに誘導していけるような態勢を作って欲しい。

また、上記5のところに記載したとおり、都道府県精神保健福祉センターだけでは通いづらい人たちもあり、地域での支援グループを作ることが重要と考える。最も効果を上げている自助グループにDARCがあるところ、私自身は、DARCの12ステップ等は、スピリチュアルな面も含めた人間の成長を促せる非常に素晴らしいものととらえているが、スピリチュアルなものを嫌悪する人、「DARCやNAは宗教臭くて嫌だ」と嫌悪する人がいることも事実である。そういう意味で、12ステップや平穩の祈りなどを入れない、純粋に認知行動療法的な色彩のプログラムを行うグループを創立、支援していくことも必要なのではないかと思われる。

7 55 「薬物依存症に関する知見を有する福祉専門職及び心理専門職の養成」

薬物依存の専門知識を広く専門職に行うことは重要であるが、なぜこの中に刑事司法関係者は含まれていないのか。

また、上記のとおり、違法薬物依存者が、精神科医によって合法薬物依存者になってしまっている実態があり、単に医療関係者に対して国家試験で薬物依存のことを教えればすむというものではないと考える。

専門職に対しては、繰り返しの教育・啓発が必要なことを認識して欲しい。

8 4 7 「薬物事犯者の再犯防止策の在り方の検討」

効果的な方策を考えるについては、海外のドラッグコートのありよう、あるいは、薬物事犯者に対する条件付執行猶予（治療を受けることを条件とした執行猶予）や治療命令のような、裁判官が言い渡せる処分の多様化といった、基本法の在り方にかかわるような部分まで、きちんと検討して欲しいし、それを薬物事犯にのみ適用するのではなく、依存症的な犯罪、依存症的なバックグラウンドを持つ人に対して、そのような試みを広げていくことを考えて欲しい。

第2 特性に応じた処遇について

1 5 8 「学校における適切な指導等の実施」

弁護士会のいじめ防止や人権尊重に関する教育について評価いただいたことは大変うれしいが、刑事司法そのものについての国民の理解を深めるための法教育にももっと力をいれて欲しい。刑事裁判、少年審判について、国民の理解が著しく低いにもかかわらず裁判員裁判による国民参加がされていること、それと直結するかどうかは微妙であるにせよ、量刑判断がどんどん重くなっていることに危険を感じている。

また、厚労省による家族の経済的支援等は非常に重要である。親の収入が低く教育程度が低い場合、親の関心が行き届かず、落ちこぼれたり、いじめの対象となったりすることがよくある。厚労省の支援だけでなく、学校における、そのような子ども達に対する課外学習支援（例えば、非常に狭い住宅で小さな子どもと同居している中学生が自宅で宿題をすることができないことがある。一旦出むいている学校が課外の学習場所として運用できるとベストと考える）の充実も考えて欲しい。もちろん、学校自身が運用するのではなく、学校に59の民間ボランティア等の力を借りることも考えられる。

教員の負担を減らし、教育により専念できる環境を作るために、かなり定着してきたスクールカウンセラーに加えて、スクールロイヤーやスクールソーシャルワーカーの設置も徹底するべきである。家族への支援も含めた総合的な視点を教員だけでは持ち得ないし、教員が児童・生徒の問題行動ととらえているものが、虐待等のサインであることもあり得、教員と専門職、さらに地域の関連機関とが子どものためのカンファレンスを開くことなども考えて欲しい。

なお、58、59等については、子供家庭庁も非常に大きな役割を果たし得ると考えるのだが、ここに出てこないのは予算執行にあまり関係がないからなのか。「大きな施策を作る」ためにこのような省庁再編がされたのではないのか。

2 5 9 「地域における非行の未然防止等のための支援」

「子ども食堂」などの、子どもの居場所であり、なおかつ、子どもがくつろいで心身の休息ができる拠点を増やしていくことが極めて重要である。

また、高校卒業認定試験までではなく、ここに記載がない、大学や大学院といった高度な教育を受けるべき少年・若者たちの学習支援も重要であると考ええる。

このような支援が「非行防止」というマイナス除去のために行われるのではなく、子ども達の健全育成のための環境整備として位置づけられ、その結果として非行が減ることを考えるのが健全な思考ではないか。

さらに、カウンセリングについては、スクールカウンセラーの研修機会の提供やケース共有など、子どもの近いところにいる専門職の力量を上げるための研修・情報共有等を進めて欲しい。

3 6 1 「学校等と保護観察所が連携した支援等」

保護司が教育に関わることは重要だとは思うのだが、子ども達に保護司の「面が割れる」ことは、子ども達が保護司宅を訪れる人を「保護観察対象者だ」と知り得ることにもつながり得る。少なくとも分区内の小学校での保護司の教育が妥当なのかどうか、という視点から見直しをすることを考えるべきではないのか。保護観察所は、変なところで個人方法云々という割には、保護司の近隣での活動を推奨して、近隣住民の偏見に対象者を曝している危険について考えておくべきではないか。

4 6 2 「矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実」

ICT 利用により、外部講師を広く求めることができるなど、学べる内容の質量が増加する試みを明示したことは評価できる。さらに ICT 利用を、少年院出院後の少年や刑務所出所後の者に対しても行えることを考えて欲しい。刑事施設を出たら就労だ、とみえるこの計画であると、若年成人について教育を受ける機会が与えられるとすれば、就労時間外、一般的には夜となる。そうだとすれば、通信教育プログラムを ICT 利用で行うことなどを考えるべきであるし、ICT が利用できる機材の貸し出しが必要となろう。

5 6 3 「矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の指導体制の充実」

この点は、少年法改正により 18 歳、19 歳の受刑者も増えることを考えれば、必須と考えられるし、そのような若い者ではなくても、教育を受ける機会を奪われていた人もいるのだから、広く教育を受ける機会を設けるべきである。

6 6 5 「学校や地域社会における修学支援」

修学支援をしている公認心理師から、修学支援の対象となっている者の発達の状況、家庭で抱えている問題といった情報があると、指導計画をより綿密にたて得るという意見をいただいている。対象となる人の教育のために役立てられる個人情報何かを明確化し、そのような情報を地域と共有することが重要と考える。

第3 犯罪をした者の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

特性に応じた効果的な指導は重要だが、複数の特性を持つ者（例えば薬物依存によって万引を繰り返している者は、薬物依存だけでなく、繰り返す窃盗についても考えておく必要がある）や典型的に特性を持つとはいえないがそのような傾向がある者も含めて（例え

ば、知的境界域や発達障害スペクトラムにはあるが障害手帳を得る程ではない者等が典型例として考えられるし、性犯罪を1回だけしたところで事件が発覚して繰り返してはいない者が含まれる）指導等を考えて欲しい。

1 6 6 「刑事司法関係機関によるアセスメント機能の強化と関係機関等が保有する情報の活用」

上記65のところで指摘したとおり、アセスメントに関する情報を共有すべき機関が相当にあることを考えるべきである。この点については、矯正局長から各刑事施設宛に、法務省矯総第3171号「再犯防止に資する情報の関係機関等への提供を積極的に行うことについて」（本年9月30日付）が発出されており、矯正局で集約された情報を広く社会と共有すべきである。これは出口支援だけでなく、入口支援に関して、検察官の照会に対して回答されることはもちろん、弁護人の弁護士会照会、裁判所を通じた公務所照会等でも明らかにされるべきである。

また、少年鑑別所や少年院に入院経験がある者、刑事施設入所経験のある者についての情報が電子化して管理されるとのこと（刑政2022年8月号「矯正処遇・再犯防止支援システムについて（前）」）だが、これを上記にも活用できるように、充実したシステムとして欲しい。

情報共有については、裁判あるいは審判段階での資料を「更生支援計画」に限らず、共有していくことも考え得るべきではないか。裁判所での精神鑑定がされた場合には、検察官が処遇意見に言及することが多いと思われるが、弁護人の私的鑑定であれば言及されない可能性が多いと思われるし、心理鑑定・情状鑑定についても同様である。犯罪をした人の精神・心理状態についての情報は、処遇において非常に大きな役割を果たし得るのではないか。また、少年事件においては、格段、更生支援計画が立てられないものの、弁護士である付添人が、鑑別所や家庭裁判所とは異なった視点から、少年の資質や環境についての情報を得ている場合もあるところ、審判書に引用でもされれば別であるが、これが有効に引き継がれているとは言いがたい面がある。このように、今、裁判段階で埋もれてしまっている可能性のある情報について洗い直し、その引継ぎを図ることが考えられるべきである。

そして、考えるべきは、引き継がれるべきなのは「情報」だけなのか、ということである。我々は、弁護人や付添人として活動するときに、事件を処理するのではなく、人と会う仕事をしているというように心がけている。相当の人間関係を作り、認めている事件であればその背景を探るなどしていき、68で述べるように性犯罪の否認が不合理であればその不合理の原因を追及するような形で被疑者・被告人の資質等や事件について深掘りすることもある。もちろん、争いのある事件であれば、被疑者・被告人・少年が頼れるのは弁護人だけである。こういう活動を通じて、弁護人・付添人は犯罪をした人との信頼関係を築く。更生支援計画を作成する福祉専門職もそうである。このような弁護士や福祉専門職は、刑事施設での面会や通信を裁判終了後も続けることがある。それは社会復帰支援に協力するためであり、信頼関係に基づいた助言ができると思っているからである。しかしながら、刑事施設によっては、弁護士や福祉専門職の面会を嫌悪し、場合によっては特別面会を認めないこともある。福祉専門職から、面会して、受刑中の問題に気付いたので

刑務所側に伝えたところ、うるさがられたのか、それ以降の特別面会が認められなかった例や、家族のところに帰れば仮釈放がつきやすいのだから福祉支援などやめろと言われた例（これは職員の例も他の受刑者の例もある）もある。当職は、元付添人として少年院での面会や通信等をしていたにも関わらず、出所することすら教えてもらえず、出てきてから本人の連絡で相談に応じる形になった事件が続いている。弁護士や福祉専門職が面会を続けていれば、更生支援計画への動機付けもできるし、帰住する地域での計画の再調整なども容易である。もっと、矯正施設、地方更生保護委員会、保護観察所は、弁護士や福祉専門職を信頼して欲しい。我々は単に情報を伝えたいのではないし、単に矯正施設等のために被疑者・被告人のための情報を集めているのではない。我々は、彼らの隣人として活動していることを頭に入れておいて欲しい。

2 68 「性犯罪者に対する効果的な指導等の実施」

性犯罪者の中には、発達障害等のために、認知にゆがみがあり人の言葉を言葉どおりとらえて同意があったと考える、怖がって黙っていることを同意と考える等の、コミュニケーションに問題がある者、認知のゆがみのためにポルノグラフィーを真実と思い、被害者が性的技巧を凝らせば後で問題はなくなるものだと考えている者なども相当な数いる。そのような者に対しては、認知の歪みそのものに対するアプローチも必要となる。

また、性犯罪の多くは、性的欲望を満たすことを目的としているというよりも、ストレス、怒り、嫌悪、劣等感などの心理的な不全感をもとにして、敵意や怒りを処理したり、支配力を発揮したりするために、性的な行為を相手に強いるものである。そういう意味で、犯罪をした人の心理的不全感の原因が那邊にあり、それをどうやってコントロールできるようにするか（たとえば劣等感が原因にあれば自尊感情を強めるなど）、あるいは女性に対する敵意や侮蔑の感情といったものを変えることも必要であるし、性以外の自己実現の方法を見いだせるようにすることも必要である。

しかも、性犯罪は、上記のような認知のゆがみが背景にあるものも含めて、否認事件が少なくないのであり、否認していたが有罪となった人は「自分は悪くないのに罰された」という思いが強くあり、被害者への恨みこそあれ、反省には向かわない可能性があり、事件に対する見方に関して、犯罪をした者に対して丁寧に説明し、納得をさせる対応が必要となる。例えば、被害者の同意と被告人が思い込んだのは、発達障害に起因している可能性を心理専門家に指摘してもらうことで、自己認識を変化させられるだけでなく、事件への認識、被害者に対する感情が変わることが可能になる。

性犯罪には、その背景・原因や受刑中の感情などが多様であり、その点についても丁寧なアセスメントをする必要がある。可能であれば、このような点について、裁判段階において、弁護人が積極的に心理専門職に心理鑑定、情状鑑定を依頼できるような体制を整えていただければ、判決自体の受容ができ、受刑効果も上がる、ということになるのではない。アセスメントについて、「保護観察にふさわしい者の選別は、本文で述べたよう、再犯リスクの存在とそれに見合う保護観察処遇の優先度・期待可能性・実施可能性の有無・程度を行動科学の観点も踏まえて総合的に観察するとともに、これを実施する側の担当力（処遇力）との関係を十分に考慮して検討することによって初めて可能になるが、判決前調査がない現状でいかにこの観点を具体化できるかが依然として重要な課題であろう」

（今福・小長井「保護観察について」（法律文化社）の第一章 今福章二氏「第一章 保護観察とは」）との指摘もあり、心理鑑定・情状鑑定は、判決前調査の効果を果たし得る部分もあるのではないかと考える。

また、刑事施設と保護観察の連携強化が必要であるところ、被害対象となるような人がいない刑務所内では、事件の起こし方がない。社会内の誘惑のあるところでいかに頑張れるかが重要なのであり、厳罰化が進んでおり宣告刑が長期化している現在、仮釈放を有効に活用して社会内におけるプログラムにつなげることが必須と考える。GPS の活用は、法的に監督が必要である保護観察対象者に対して行われるべきものと考えられ、この活用によって仮釈放の拡大を望めるのであればともかく、性犯罪の前科がある者に対してむやみに拡大することには問題があると考ええる。

3 69 「子供を対象とする暴力的性犯罪をした者の再犯防止」

子供を対象とした性犯罪は繰り返されやすいといわれているものの、常に繰り返すとはいえない。過度の介入や近隣住民に知らせるような方策は、かえってその者を社会的孤立に追い込んでしまうので避ける必要があり、性的前科のデータベース化をする場合には、学校、保育・養育関係などの就労を防止するなどのために、正当事由のある者に限ってアクセスできるような方策をとるべきである。

4 70～71 「ストーカー・DV 加害者」

ストーカーやDV 加害者は、自分が加害者であるとの自覚を持ちづらい犯罪類型である。ストーカーをするのは、相手が自分を好いていると思い込めるからであるし、DV も配偶者への指導・教育のため等と自分の行為を正当化する理屈を持っているからである。まずは、そういう「思い込み」を打破することができなければ、どのような厳しい遵守事項を作ろうとも指導を受ける動機付けができない。ストーカーであれば、被害者がいかに迷惑だと思っているのか、DV であれば、配偶者がそれによってどれほど困るのかを徹底的に理解させることが第一歩であると思われ、捜査・裁判の時点から、その点を十分理解させるようなアプローチが必要と考える。また、上記の性犯罪者同様、認知にゆがみがある場合が少なくないので、その点についてのきめ細やかなアセスメントが必要である。

また、72のストーカーに関する啓蒙等を警察、医療機関等に行うことは非常に重要であるが、ストーカーの特性や問題行動の解決のための治療的アプローチについて、法曹3者にも対しても知識を与えて欲しいし、受診のための働きかけのための情報を与えて欲しい。

5 73～74 「暴力団関係者等」

暴力団とは切れているのに、出所後、暴力団扱いされて困るという例がある。そういう者に対して、たとえば、もよりの警察署で相談に応じてもらえる、電話で相談予約ができるなど、敷居が低い相談場所を設けて欲しい。

また、「暴力団に加入していたことがある」という者は、特別調整の対象に載りづらく、40年以上の前に暴力団に入ったことがあるというだけで、高齢で体力もなく暴力団員としての活動が考えられないような者を特別調整の対象としなかった例が報告されている。

し、当職も、暴力団に所属していた者で障害があると疑われる者について、およそ特別調整や福祉に関する情報が与えられなかった例を知っている。確かに暴力団員の福祉の不正受給の問題はある。しかし、食うに事欠く（収入しかない）者、誰にも相手にされない者こそが暴力団のターゲットなのであり、暴力団に加入を続けるよりも福祉を受けて平穩に暮らすことの重要性を解く努力が欠けているのではないかと思われる。

6 少年・若年者

少年や概ね26歳未満の若年者に対して、小規模ユニットを作るなど、様々な試みがされていることは高く評価する。この「若者」の範囲をもっと広くとらえて欲しい。今、若い人たちが幼くなっているという指摘がされている。厚労省の引きこもり等の若者サポートでは、概ね40歳未満の人たちを幅広く支援対象としているところ、そのような機関とも連携しての支援を行うのであれば、受刑者の対象者も広げて考えるべき（少なくとも、出所時に概ね40歳未満の者）である。

また、少年・若年者の事件で大きな問題をはらむものに「振り込め詐欺」の類型がある。振り込め詐欺は、役割が細分化されているために、計画を立てた者や欺罔行為をした者は直接被害者に会っていないし、金銭を受領した者は欺罔行為を知らないといったこともあり、被害者への謝罪・慰謝の気持ちや自分がした行為を罪深いものと感じることができづらい。しかも、あぶく銭が入って金銭感覚が狂ってしまっており、就労した際の収入には満足できないということも起こり得る。狂った金銭感覚を正常化するための、家計管理等に関する知識を与えることなども必要である。金がなくても楽しく生きられる方法について学ばせる（漫画「定額制夫のこずかい万歳」は参考になるかもしれない）方法なども考えておくとういように思われる。

(1) 75 刑事司法関係機関における指導体制の充実

少年院での手厚い教育を刑務所においても実施することは歓迎する。現在、少年院については、少年院法第146条で、仮退院・退院者した者やその保護者、親族、身元引受人等が希望した場合には、面談、手紙、電話などでの相談の実施や更生保護官署に関する情報提供等を行うことができるとされている。これは刑務所でも必要な支援と考える。出所後、心細くなったとき、刑務所で指導してくれた「先生」に相談したいと思う元受刑者がいるのではないか。刑務所が社会の情報を得て、元受刑者の相談に乗る、また、別な相談先につないでいくといった細やかな作業までしていく必要があるのではないか。ここまでやって、はじめて社会とつながった刑事施設といえるのだと考える。

また、少年院において、令和2年には相談件数675件（進路選択123件、家族関係120件、交友関係97件（重複あり））とのことであり、具体的な相談内容の深掘りや相談後の経過等についても情報を集積し、好事例を照会するなどして、効果的な支援に結びつけていく必要があろう。

(2) 76 関係機関と連携したきめ細かな指導等

幼いころからの問題行動や被虐待体験、発達障害を有する者については、かなり対応が難しい。これは保護観察の問題そのものなのだが、性的虐待等があった女子を男性保護司が担当することには問題があるなど、保護司の選定でのミスマッチが起きないような考慮が

不可欠であるし、心理専門職や福祉専門職とのコラボができるような体制作りが必要と考える。前回も指摘した、社会福祉士の NPO に委託された東京都の「犯罪なんでもお悩み相談」に、保護観察対象者や保護観察が終了してなお保護司が相談に乗っているケースが上がってきており、76 に上げられた機関だけに限らず、ひろく社会資源を求め、そこと連携し、情報共有する努力が必要と考える。

また、更生支援計画を立てたが、特別支援や任意調整を受けることなく満期出所した者に対しては、支援をした人たちの情報を与えて釈放してもらえれば（本人が障害受容ができていない場合など、更生支援計画を本人に渡さない場合もある）、出所後に相談できる人ができるだけでも違う。

そして、出所後の支援を行うのは自治体、とくに基礎自治体であるが、元受刑者が、出所してきたばかりであり、支援をして欲しいと福祉事務所に現れたとき、福祉事務所がそれを確認する術がない（元受刑者に在所証明書を持たせておいてくれれば別だが）。指導以前の問題として、現実には支援の窓口となる人たちに対する情報共有について、もっと深く検討して欲しい。障害がある、あるいは障害の境界域であるような人のほうが、福祉の支援が必要であるのに、自分のことを説明できるだけの能力はないのであり、上記の法務省矯総第3171号をここでも活用し、刑務所や保護観察所が、責任を持って、自治体に対する説明等を行って欲しい。

刑事施設がもっと福祉についての知識があり、基礎自治体と早期の連絡をとりあっているならば発生しないトラブルも存する。障害者年金は、本来、収監時には停止されるのだが、自治体が収監されたことに気付かなければ刑事施設にいる場合でも支払われ続けることになり、これは社会に出てから返還する必要がある。実は、刑務所に居る間に障害者年金が貯まり、その金銭をあてにして特別調整を断った末にその金銭を使い果たして再犯に及んだ例がある。受けた年金は、結局、再犯についての処分後に返還していく必要が出てくるのであり、借金したようなものであるが、この例では、刑務所は、この人が障害者手帳があり、障害者年金を受けていること等を知っていたはずである。刑事施設は、このような問題が生じないように福祉関係機関との連絡体制を築いて欲しいものである。

さらに言えば、刑事施設にいる間にも年金を受ける、国民年金を支払う、健康保険に加入できるといった、国民としての基本的な活動ができるようにして欲しいし、そうすれば、必然的に受刑者等が自分の戻る基礎自治体との関係ができることになる。そのために、それらの保険料等の支払いが不可能な作業報償金のあり方を抜本的に見直すべきである。

(3) 78 「非行少年に対する立ち直り支援活動の充実」

警察の武道教室などの地域の青少年への奉仕活動などは非常に重要であるが、現在の「政策なんでも警察任せ」という状況はそろそろ止めにしたらどうか。現場の警察感の負担がこれ以上重くなることに対しては疑問なしとしない。むしろ、民間での成功例を紹介し、全国に広げていくために努力されることが望まれるのではないか。

例えば、弁護士付添人の活動として、家に居ることが適当ではない少年（保護者からの虐待が典型であるが、保護者が介護や療育などで手が回らない場合なども考えられる）の帰住先を調整し、住み込みの働き先や自立援助ホームを探す、そこに入れるまでのシェルターを活用するといった活動もしているし、受入れを拒否する親に対して、帰住をなぜ拒

むかを聴取し、帰住ができるように環境を調整し、支援するなどの活動をしている。少年審判は非公開なので、このような活動を社会は知らないし、保護観察所等にも見えない活動であるところ、そのような支援活動についても紹介し（もちろん弁護士会の広報の努力も必要と考えるが）、情報共有していくことも重要と考える。

(4) 79「保護者との関係を踏まえた指導等の充実」

「保護者との関係改善」という言葉が引っかかった。保護者による虐待的環境に置かれている者もいるし、保護者が **enabler** であるために薬物が止められない者もいる。「保護者が適切な行動がとれるような状況にする」ことが必要なのであって、「関係改善」というあいまいな、あるいは情緒的な言葉は不適切と考える。

7 女性

(1) 81「女性の抱える困難に応じた指導等」

「女性」といってもいろいろな人がおり、薬物依存者であれば、治療が先で就労は後、というアプローチが必要である。「女性受刑者等の就労意欲を喚起する」ことが危険な場合もあることは頭に入れておいていただきたい。

また、刑事事件に関連する女性の中には、援助交際という名の売春行為やそれに類する行為をしていた者も少なくないが、このような状態にあった女性は、金銭感覚が狂っており、高額報酬を得るためにまた売春行為等に戻ってしまう危険があることを認識しておくべきである（薬物事犯の出所者で、ミーティング等のために就労をしないように言われている者が、合法薬物を購入するために風俗で働いている疑いのある例を知っている）。風俗産業に勤めることが絶対ダメだというつもりは毛頭ないが、「女性受刑者等の就労意欲を喚起する」ことが、普通に働くことの素晴らしさを教えるものなのだとすれば、それに期待するものである。

さらに、女性に対しては、男性よりも仮釈放が付きやすいところ（令和3年犯罪白書では男性57.5%に対して女性74.0%）、薬物事犯などでは、出所後、女性を食物にするような者が仮釈放の身元引受人になっている例もあるとの報告がある。また、仮釈放中の住居から、男性関係等を理由に勝手に転居してしまう、あるいは入所している施設の規則を守らず迷惑をかけているような例もまま見られるところ、これを特別遵守事項違反で再収容するような例はほとんど聞いたことがない。保護観察所が「舐められている」ことは自覚する必要があるのではないか。

8 82「発達障害等」

発達障害等の問題は、認知のゆがみにつながり、それが犯罪の原因、あるいは遠因たり得る。上記の性犯罪における「同意」の誤認の問題などはその典型である。障害はスペクトラムであり、障害者手帳を取るほどではなくても、発達障害等のために生きづらさを抱えている受刑者は多いものとする。自分がどういう特性を持っているのか、それがどういった生きづらさにつながるのか、その解消はどうすればいいのか等について、犯罪をした人に対して十分に考える機会を与えて欲しい。少年事件においては、鑑別においてこの点が明らかにされ、診断も受けている例もあると思われるので、そのような情報をきちんと

引き継げる体制を作るべきである。

弁護士が弁護人として、付添人として、接見の際の違和感から発達障害等を見いだすことはよくあり、少年事件であれば、鑑別所や調査官と情報共有して特性の調査を効果的に進められることもあるが、刑事事件だと、弁護人がかような点に気付いても、医療・心理専門家の助力を受けることが難しく（なお、東京などの大都市は、国選弁護人の鑑定費用を助成する制度を設けているし、専門家へのアクセスも比較的容易である）、鑑定書を作成しても、検察官が不同意にし、専門家が証言する暇がなくそのような作業が水疱と化すこともある。再犯防止のために、もっと、検察官がこのような立証への協力をしてくれるよう、発想の転換をして欲しいと考える。このように、我々弁護士は、裁判段階においてその点を明らかにし、少しでも早くその機会を作ることについてやぶさかではない。

9 その他

(1) 83「各種指導プログラムの充実」

この段になって「アルコール依存を含む依存症の問題」という言葉が出てくる。依存症の問題は、違法薬物、合法薬物、アルコールといった物質依存の問題と、ギャンブル依存や痴漢行為などの性的行為といった、特定の行為に対する依存が存在する。依存症の問題については、いずれについても認知行動療法等の治療法が効果を上げるのであるから、もっと広くとらえるべきである。

また、支援者、次の事件の弁護人が、どのようなプログラムを刑務所で受けたか聞いても、覚えていない者が少なくないし、少なくとも具体的な内容について言及できない者が多い。現在、「矯正施設にいたことが露見してしまうと気の毒だから」という理由で、プログラムの教材を出所の際には持ち出せない取扱になっている。プログラムのテキストを毎日持ち歩く人はいないだろう。むしろ、プログラムの教材を手元において、社会復帰後もプログラムについて繰り返し復習させるべきであり、現在の運用は改めるべきである。

(2) 86「犯罪被害者等の視点を取り入れた指導等」

犯罪被害者の視点というだけでなく、被害者の心情聴取や心情伝達まで踏み込んでいる点について、被害者団体等は評価するだろうが、私は、その危うさについて指摘したい。

被害者の中には、当初の新聞報道が正しいと信じ込み（これは、加害者を悪人に仕立て上げるようなリークをする捜査機関の問題と、売らんかなの報道機関の問題とが重なり合うことで生じる問題であり、国としての報道に対する対応を考えるべき時期にきていると思うところである）、裁判の認定を悪く書き、被告人や弁護人の対応等について事実とは異なる思い込みをブログなどに書き連ねている人もいる。もちろん、そこまで被害者が感情的に追い込まれてしまうことは理解しなければならないが、そのような状態にある被害者の心情を、そのまま犯罪をした人に伝達した場合には、その感情を素直に受け取れないどころか、反発したり、逆に、著しい自己否定（ほとんど罵声に近いものを浴びせられる可能性がある）に陥ったりする危険がある。

また、犯罪をした人にはさまざまな特性があることについてはこの計画案でも述べられているとおりであり、自尊感情が低い者が、自尊感情を深められないまま、被害者の生の心情を伝達された場合には、自殺に追い込まれかねないような心理的な混乱を生じる可能

性がある。

被害者が支援を受けて相応に感情的に安定し、犯罪をした人が相応の成長を遂げた後でなければ、心情伝達を行うことが危険な場合があることは認識されるべきである。

さらに、現在、受刑者は、社会内に財産があれば別だが、刑務作業では月当たり数千円の金銭しか得ることができない。刑務所内で刑務作業に従事しても、社会に出て住居を確保したり、携帯端末を準備することすら困難な金額しか貯まらない。このような状態で被害者に対する被害弁償をしろというのが無理な話であり、被害者のために何かしろ、というのであれば、作業報償金の在り方を抜根的に見直すことも考えるべきである。

(3) 87「再犯状況の把握と効果的な処遇の実施に向けた一層の情報連携と高度活用」

現在の再犯の有無に関する統計は、2年後再犯率である。処分後2年くらいであれば、ある程度の周囲からの支援が期待できる。とくに薬物事犯については、現在、刑の一部施行猶予制度があり、長ければ5年間の支援を受けられる。再犯が生じるのは、多くは、犯罪をした人が支援等から取り残され、孤立したときである。

再犯をした人の情報を効果的に共有できるよう、データベース化（セキュリティへの配慮が非常に必要である）し、その共有を他機関で図り、弁護人や更生支援計画を策定する福祉専門職、裁判段階で心理鑑定・情状鑑定をする心理専門職とも共有できるようにすべきである。

(4) 87-2 再犯防止施策の効果検証の充実と検証結果等を踏まえた施策の在り方の検討

施策についての検討をするについては、国や地方自治体だけでなく、実際に支援をしている民間団体や支援をアレンジしている相談支援専門員、社会福祉士等に対しても意見聴取の機会を設け、支援をしている者からみた施策の問題はないか、よりよい支援のためにどのような方策をとるべきかを聴取、分析すべきである。

以 上